

# 確定申告について

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

## 年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※控除の追加等により源泉徴収税額の還付を受ける場合は確定申告(還付申告)が必要です。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

## 医療費控除を受ける方

医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

## ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただける e-TAX・スマホ申告が便利

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば24時間いつでも申告書の作成ができ、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードと、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用してe-TAXで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でもe-TAXをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-TAXをご利用ください。

《確定申告などに関するお問合せ》 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-TAX・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-TAX・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月～金曜日(土・日曜日及び祝日を除く)



確定申告書の  
作成はこちらから

1月号6ページ掲載の2月2日(火)役場開催の「税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会」は中止とさせていただく場合があります。最新の情報については、町ホームページ又は税務課町民税担当(☎991-1833)にお問い合わせください。

## 松伏第二小学校にマスコットキャラクターが仲間入り!!

問合せ 教育総務課 ☎991-1864 松伏第二小学校 ☎992-0365

松伏第二小学校では、開校40周年を記念して、児童からマスコットキャラクターデザインを募集しました。応募総数155作品の中から厳正な審査の結果、キャラクターが決定しました。



にちょうた  
二小の校庭のイチヨウ  
がついたツノとシッポ



にこにこおじさん  
顔を「二小」の漢字  
で表しています!



菊池翔さん(6年)が「にちょうた」を、浅野百花さん(3年)が「にこにこおじさん」を考案しました。